

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

# TFG ニュースレター

2018.1 No. 317

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&FinancialGroup  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 中小企業経営にまつわる随想
- II. 配偶者控除等の改正に伴う源泉徴収方法
- III. 「強いブランド」づくり Part I
- § 共栄会等のご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・ 税務相談Q&Aコーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

## 中小企業経営にまつわる随想

——相続・事業承継 Part III——

**TFG** 会長 藤原 忠義

**謹賀新年** 本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

會て、世界的に有名なピーター・F・ドラッガー氏が日本での講演会で若き経営者から“経営とは何か”と問われ禅問答の様に“それは成長だ”と答えたそうです。

私共の解釈では単に売上増だけではなく、品質や生産性のアップであったり、10、20年…と生き残るサバイバルであったとしてもokです。要はそれに向けて挑戦することです。成長とは何だ、それは挑戦だというのが因みに私共の標語となっています。（詳しくは拙著「戦略経営計画Q&A」ご参照下さい）これらの挑戦を長丁場で闘い抜くための大きな関門が事業承継の問題だと思います。中小企業庁によると今後10年間で、経営者が70歳を超える中小零細企業の約半数127万社が後継者未定といわれています。

タイトルの相続・事業承継は本号で3回目になりますが、望ましい良好な相続・事業承継には遺言書作成を含む事前計画の策定が不可欠で、これらの事前計画を策定し、成すべきことを成すことにより後顧の憂いを減じ眼前の事業に邁進できる状況を造り出す。これこそが私共の念願でもあります。加えてこのことが前述の後継者未定とも絡む、つまりは品質力、技術力等の事業としての魅力度向上にもリンクしていくものと期待しています。他者が後継するとした場合のM&Aでも基本は同じかと思ひます。

以下は相続・事業承継関係でPart I、IIで未だ触れていなかった留意すべき大事な事項について述べることにします。

● 事業承継税制改正案（与党内確定分で本年4月1日より適用）について。この税制自体の創設は久しいのですが、役人の世間知が浅いというのか小出しに次ぐ小出しで本年度の改正案に至ってますが、これは使えると思ひます。相続人でもある事業後継者が株式等全持ち分の2/3以上をより容易に相続できる様支援するという改正法です。御承知の様に自社の株式等の評価は、現実(時価)の自己資本金が対象となり想像以上に相続税が課せられます。この納税額を所定の申請を事前に提出しておくことによって、繰り延べを認め

ようとするもので、これ迄その為のハードルが高かった（従業員数を減らさない等）のですが、今回の改正では殆どは気にせず利用できると考えております。（廃業、清算時はその時点の評価に換値するので殆ど課せられない）但し、適時各種届出が必要となります。因みに対象は中小企業の範囲に入る法人で会社法の株式、合同等の各会社と医療法人は除く士業各法人です。

- 事業承継者である相続人の経営権を万全にするため（株式等 2/3 以上）には、配偶者 1/2 子供 1/2 を人数分で均等分割するという、民法の分割基準では相続人がお子さん一人の場合を除き、到底不可能なことです。この基準はあく迄遺言書が存在しない場合に、相続人が協議する時の基準となる分割方法です。従って経営権を全うするためには被相続人（現経営者）の生前に於ける遺言書の作成が大前提になります。

- 民法では生前贈与には期間の限定がなく、過去の全ての分が相続財産に合算され算出したところ、相続時点にある財産の分割額丈では、事業承継者である相続人は事業の承継が不可能となるという問題は、よくあるケースです。事前計画せず遺言書もなく相続が始まると手の打ちようがありません。相続人同士が贈与を行うと膨大な贈与税が余分にかかります。そこで遺言書で生前贈与の持ち戻しを行わない旨を遺言しておけば、円滑に事が運ばれます。

- 生前贈与の持ち戻し禁止が遺言に記述があったとしても相続人のいずれかに遺留分の額（法定相続額の 50%）を下回る分割は法律上許されません。遺言力と云えども遺留分の侵害迄は許容されていません。但し当事者から異存なければ可能です。

- 一定規模以上の個人営業は事業を一括して相続することは法定分割基準通りでは非常に困難でバラバラになる危険性が高くなります。又、前述の中小企業向けの事業承継の優遇策も受けられません。この点は事前に遺言書を作成する段階で分かる問題です。よって、分かり次第法人に移行すべきです。

- 相続に関して民法と税法とが真向から異なる規定があるので惑わされない様に。それは生命保険と退職金の扱いです。被相続人の契約で、同人を被保険者とする生命保険契約で受取人を指定している場合は、民法では受領した相続人の方の相続財産ではありません。従って普通は相続税も課せられないと思いますが、相続税法では公平性の観点からみなす相続財産として課税対象になります。少し事情が異なるが退職金も同様です。いずれも金額が比較的大きい丈に留意すべきものです。

- 今日、平均寿命の長寿化に伴い、健康寿命と寿命との間にかなりの乖離が生じるケースが増えつつあり、重篤な疾病に見舞われ事実上、仕事ができなくなり、とり分け経営者の場合はより深刻な事態が考えられます。これらの備えの一環として既に加済済の方もおられると思いますが生命保険と疾病による長期療養を対象とする両にらみのリスクヘッジ(保険加入)が大事になってきております。

これ迄 3 回に亘り述べてきましたが、いずれも種類株式等の会社法、財産分割等の民法、桁が違う納税額等の相続税法、そしてそれらに絡むキャッシュフローの問題の中からピックアップしたものです。しかし乍ら実務上メインとなるべき問題は営業・製造・加工・サービス・技術、従業員との関係、金融機関との関係、商品、材料等の調達、各種業務管理、経営の現状と課題等々の各分野です。これらにまつわる事項は際限なく存在し、群(分野)をなす問題の一つ一つが承継対象として存在します。中には言語での承継が困難な事柄も含まれるでしょう。そして一つ一つが誰かが代わって出来るものではなく、当事者能力が問われる問題です。そしてこの領域は殆どの場合には後継者育成問題と捉えてよく、最大の課題は環境です。環境が人を造り、人が環境を造っていくという点は疑いを入れないものだと思います。この点でも横断的な視点をもつ私共では微力乍ら何らかのお役に立てるものと存じております。

それではこの辺で拙筆を置きます。有難うございました。本年も益々の御健闘を御祈願申し上げます。

## Ⅱ. 配偶者控除等の改正に伴う源泉徴収方法

— 平成 29 年度税制改正部分を中心に —

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが改正されました。これに伴い、平成 30 年 1 月以降の毎月の給与等の支払の際の源泉徴収税額の計算方法が変更になります。

### ■改正内容（配偶者控除及び配偶者特別控除）

#### 1. 配偶者特別控除の枠が拡大

配偶者年収が 103～150 万円でも、配偶者控除と同様の「配偶者特別控除で所得控除 38 万円」の適用ができます。（給与所得者の年収 1,120 万円以下が条件）

#### 2. 高所得層は適用不可に

配偶者控除・配偶者特別控除に所得の上限が設定されました。（年収 1,120 万円以下であれば、これまでどおり満額の適用がされます）

上記の 2 点の改正により、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の甲欄を使用して、給与等の源泉徴収税額を求める際の「扶養親族の数の計算方法」が以下のように変更されています。

（変更前）配偶者が「控除対象配偶者」に該当する場合、扶養親族の数に 1 人を加えて計算する

↓

（変更後）配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合、扶養親族の数に 1 人を加えて計算する。

今回、「源泉控除対象配偶者」と変更されたことにより、納税者本人の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額の金額次第で源泉控除対象となる扶養親族の数に含めるか・含めないかが異なるという点で、従来の実務とは大きな違いが出てきます。

### ■扶養親族の数え方

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合のみ、扶養親族等として数えることになりました。

・ 本人の給与が 1,120 万円以下、配偶者の給与が 150 万円以下

「源泉控除対象配偶者」に該当し、扶養親族 1 人としてカウントして毎月の給与から源泉徴収をすることになります。

・ 本人の給与が 1,120 万円超～1,220 万円以下、配偶者の給与が 103 万円以下

「控除対象配偶者」に該当しますが、扶養親族を 0 人として毎月の給与から源泉徴収することになります。普通の源泉徴収税額が多くなりますが、年末調整や確定申告の際に、「配偶者控除」が適用され精算されることとなります。

従来の実務においても、配偶者特別控除の有無の判定で納税者本人の合計所得金額をチェックする必要

がりましたが、今回の改正では、配偶者特別控除だけでなく配偶者控除についても同様のチェックが必要になるとともに、年末調整だけでなく、毎月の給与や賞与支給時の源泉徴収事務においてもチェックが必要となってきます。



## 税務相談 Q&A コーナー

### ■少額な減価償却資産は、一時に損金算入できる特例があるんですね？

減価償却資産の取得価額に応じて、事業供用時に一時の損金に算入できる三つの特例があります。

#### 1. 少額な減価償却資産の損金算入

取得価額が 10 万円未満または使用可能期間が 1 年未満の減価償却資産は、会社の規模を問わず、事業供用時において、一時に損金算入できます。

#### 2. 一括償却資産の損金算入

取得価額 20 万円未満の資産については、その事業年度中に事業供用した資産の取得価額の合計額を一括して 3 年間で損金算入できます。3 年間一括償却の規定は会社の規模を問わず適用されます。

#### 3. 中小企業者等に対する特例

「中小企業者等」は、取得価額 30 万円未満の減価償却資産について、年間合計 300 万円まで、事業供用時に、その全額を一時に損金算入できます。この特例により一時に損金算入した資産について、「償却資産税」は課税の対象となります。そのため、資産の個別管理は必要です。

なお、中小企業者等とは資本金 1 億円以下の中小企業（資本金 1 億円以下の大法人の子会社等を除く）と農業協同組合をいいます。従業員数 1000 人を超える中小企業は適用対象外です。

## Ⅲ. 「強いブランドづくり」 Part I

—— ブランドは品質を超えたイメージづくり ——

成熟社会の今、モノづくりのレベルは上がり、品質のよい商品を提供する会社は沢山あります。ですので、単に「よいモノ」というだけでは、消費者は「買いたい気持ち」になりません。どうしたら消費者は、「買いたい」と思ってくれるのでしょうか。それには、モノを超えた「何か」を創造し、消費者に提供することが不可欠になってきています。それが、「強いブランド」づくりです。今回と次回の二回にわたってブランドについて取り上げたいと思います。

### ■最も「強いブランド」が消費者に選ばれる

全国の消費者 1000 人を対象に行った次のような調査があります。

『品質も価格も全く同じで、パッケージに「松坂牛」「静岡和牛」と書かれた二つの牛肉があった場合、どちらを選びますか?』

結果は次の通りです。

松坂牛・・・72.9%、どちらでもよい・・・23.4%、静岡和牛・・・3.7%

この結果からわかるのは、品質や値段は全く同じでも、「選ばれる商品」と「選ばれない商品」があるということです。

では、静岡和牛の品質が松坂牛より優れているとしたら、どうでしょうか。これは実際の話ですが、伝統のある「和牛品評会」で、松坂牛、近江牛、神戸牛などそうそうたる銘柄産地の和牛が出品された中で、静岡和牛は最優秀賞を受賞しました。

しかし、その品評会の直後に行われた競りで最高価格を付けたのは、静岡和牛ではなく、松坂牛だったのです。これが「強いブランド」の力です。最高品質は、必ずしも最高価格を意味しません。最高価格を付けるのは、松坂牛のような最も「強いブランド」です。

### ■知名度を上げてモノは売れない

松坂牛が消費者に選ばれたのは、静岡和牛より知名度が高かったからと思われた方もいるかもしれませんが、もちろん消費者に認知されることは「強いブランド」づくりの前提ですが、知名度だけでは「強いブランド」は作れません。

例えば、「京都」と「埼玉」。知名度からいえば、どちらも知らない人はいない地名だと思います。しかし、どちらに旅行したいかと聞かれれば、大半の人は「京都」と答えるでしょう。

この差は、すぐに明確なイメージが浮かぶかどうかです。京都といえば多くの人々が歴史ある町並みや伝統的な体験を思い浮かべることができます。

同じように「松坂牛」と聞けば、「霜降りの柔らかい肉」を誰もがすぐにイメージがつかます。つまり、明確なイメージが浮かばなければ、人々に選ばれないということです。選ばれる「強いブランド」は、この「明確なイメージ」を必ず持っています。

自社の商品を「どんなイメージ」で売りたいのか? 売る側が明確なイメージをもつことが「強いブランド」づくりの第一歩なのです。

### ■小さな会社だからできる「強いブランド」づくり

実は今の時代、「強いブランド」づくりは大企業よりも規模の小さな会社の方が有利です。モノが不足していた時代、人々は充足を求めるため、「平均的」なモノを求めました。大量生産・大量消費の時代です。しかし、今求められているのは、そうしたどこでも手に入るような平均的なモノではなく、特定の地域や場所でしか手に入らない「個性的」なモノです。

「総合」「全国」「平均」が求められる時代は大企業が有利でした。しかし、今の消費者が求めているモノは、「専門」「地域」「個性」でこれらは全て中小企業の得意とする分野です。

規模の小さな会社にとって、「強いブランド」づくりをするための追い風が今まさに吹いているのです。



## 今月のブックマーク

業務でパソコンを使う際は、一般的には市販のパソコンを購入して使われることが多いようです。パソコンの部品を買ってきて組み立てても、パソコンを使うことができます。安価に済むケースや、同等の価格帯に比べて高機能を実現できるケースもあり、パソコンの部品や OS について知っておくと何かと便利です。自作パソコンにチャレンジしたい方は是非ご覧ください。

「自作パソコン入門」

<http://www.pc-master.jp/jisaku/>

## TFG共栄会 例会のご案内

本年も下記の要領にて開催いたします。

日 時： 平成30年4月24日（火）

内 容： 開会挨拶 午後5時00分

第一部 研究部会・研修会 午後5時20分

テーマ 「日本経済と関西経済の行方」

講 師 森村 秀樹（まつむら ひでき）

（日本総合研究所 マクロ経済研究センター所長）

第二部 情報交換懇親会 午後7時00分～午後8時30分

会 場： ヴィアール大阪（御堂筋線・本町駅徒歩2分） 参加費：5,000円（税込）

## 第4回大阪府・大阪市経済動向報告会

「最近の大阪経済の動向」「大阪経済を牽引する輸移外型産業」等を解説

日 時： 平成30年1月31日（水） 13:30～16:30（無料）

場 所： 大阪産業創造館6F（大阪府中央区本町1-4-5）

※詳細、お申込みは「大阪府ピピっとネット」をご覧ください。

主催：大阪府商工労働部

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG Group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFGニュース編集担当 岸本 圭祐